モデル取引・契約書見直し検討部会 民法改正対応モデル契約見直し検討 WG

~情報システム・モデル取引・契約書~第一版及び追補版DX 推進のための見直しにおける民法改正を踏まえた整理にあたって

2019年12月

独立行政法人情報処理推進機構

経済産業省

はじめに

経済産業省は、平成 30 年 9 月 7 日に「DX レポート~IT システム「2025 年の崖」克服 と DX の本格的な展開~」(「DX レポート」) 1 を公表し、各企業が競争力維持・強化のために新たなデジタル技術を利用してこれまでにないビジネスモデルを展開する、デジタルトランスフォーメーション(DX: Digital Transformation)を推進している。

DX を円滑に進めるには、ユーザ企業、ベンダ企業がそれぞれの役割を変化させていく中で、双方の間で新たな関係を構築していく必要がある。DX レポートにおいては、その構築のためには、契約のあり方について見直しを行う必要があると提言している。

そこで、経済産業省は独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に依頼し、経済産業省が公開している「情報システム・モデル取引・契約書」(第一版及び追補版)及び IPA が公開している「非ウォーターフォール型開発用モデル契約書」²について、IPA において、「モデル取引・契約書見直し検討部会」(「部会」)を設置し、その下にワーキンググループ(WG)を置いて、見直しを検討することとした。

DX に関する多くの取り組みは 2020 年 4 月 1 日から施行される改正民法下で行われる ことから、部会下に設置した「民法改正対応モデル契約見直し検討 WG」(「WG1」。構成 員は別紙の通り。) において、この課題を検討することとなった。

WG1 では、

- ① 民法改正に直接かかわる論点
- ② 民法改正には関係しないものの、現行のモデル契約の公表以降の情勢変化に応じて見直した方がよいと考えられる論点

に大別した上で、それぞれ検討することとした。

今回の見直しは、①の議論を反映したものである。上記②に相当する、セキュリティ対策関連やベンダのプロジェクトマネジメント義務及びユーザの協力義務関連など、現行のモデル契約作成時からの情勢変化に対応する論点に関する見直しの議論は2020年1月以降に引き続き進め、同年半ば頃を目途に当該議論を反映した改訂版を公表する予定である。また、アジャイル開発など DX 時代に有効とされる開発スタイルに対応したモデル契約の作成については、部会下に設置された「DX 対応モデル契約見直し検討 WG」において検討が進んでいる。

なお、今回の見直しに際しては、現行のモデル契約の公表後現在に至るまでに、民法以外の法律についても改正された内容を反映した。

また、第一版及び追補版の解説には、当時のモデル契約作成に至る状況等が説明されており、その中には現時点では陳腐化した内容や既に存在しない公表物等も含まれる。第一版及びその追補版では「共通フレーム 2007」をもとにしていたが、今回は最新の「共通

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_transformation/20180907_report.html

² https://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/reports/20120326.html

フレーム 2013」をもとに見直した。しかしながら、記述全体の見直しには時間を要し、取り急ぎ 2020 年 4 月に施行される改正後の民法を踏まえた結果をいち早く示す必要があること、また当時の状況を理解することも必要と考えられることから、「共通フレーム」の最新化に関する更新を除き、ほとんどそのままとしてある。これらの部分についても上記②の議論と共に引き続き見直しを検討していく。

本書は、今回の見直しの内容及び趣旨を解説するとともに、必要に応じて当該見直しに至るまでの議論の内容に触れることで、内容の理解に資するものである。

なお、本書では、「情報システム・モデル取引・契約書」を「モデル契約」と呼称し、モデル契約<第一版>を「第一版」、モデル契約<追補版>を「追補版」、2020年4月1日に改正法が施行された後の民法を「改正後民法」、施行前の民法を「改正前民法」と呼称することとする。

第1章 検討の対象及び方法

上記の通り今回の見直しの対象は、第一版と追補版双方であるが、第一版はそのうち「ソフトウェア開発委託基本モデル契約書」を見直し対象とした(以降で「第一版」という語を用いる際は第一版のうち「ソフトウェア開発委託基本モデル契約書」のみを指す)。

また、検討の順序としては、まず第一版の作成の前提条件を確認した上でどう見直すかを検討し、追補版については、第一版との前提条件の差異を考慮した上で、第一版の見直しにおける議論がそのまま妥当するのか、それとも追補版独自の観点で修正をする必要があるのかという観点での議論を行った。

本見直しにおいて確認された第一版見直しの前提条件は、以下の通りであり、第一版策定時における内容をほぼ踏襲している。

1 契約当事者

技術的な専門性・業務知識については非対称性がありつつも、企業同士の交渉力として は対等なユーザ・ベンダ間の契約を想定

2 開発モデル

ウォーターフォールモデル

ただし、完全に前工程への手戻りを否定するものではなく、変更管理手続を通じて、情報システムの信頼性確保に必要な手戻りと応分の負担について協議するプロセスは設けている。

3 対象システム

重要インフラ・企業基幹システムの受託開発 (パッケージの利用を排除するものではない)

4 プロセス

共通フレーム 2013 による標準化されたシステム企画・要件定義段階、開発段階、 運用段階、保守段階

5 その他

運用・保守契約については別契約

(実際に締結する場合と締結しない場合の両方のケースを想定して検討)

ハードウェア取引については、モデル契約の対象としない。

一括発注の場合に加え、マルチベンダ形態、工程分割発注に対応

第2章 共通フレーム 2013 への対応

第一版では、当時改訂作業中であった「共通フレーム 2007」のドラフトをベースとしていた。現在は、「共通フレーム 2013」³が最新版である。モデル契約に関わる両者の相違点は、一部のプロセス名称等に限定されるものの、今回の見直しに際して、「共通フレーム 2013」対応に更新している。

第3章 民法改正に対応した見直し

第1節 はじめに

モデル契約は各業務の内容によって請負又は準委任の形式をとって締結されてきており、それらに関する改正部分が影響を与えることになる。

そこで、今回の見直しでは、具体的に、契約不適合責任及びそれに関連する債務不履行に関する規律並びに請負及び準委任契約における報酬請求権に係る改正について、モデル契約で反映する必要があるか、あるとすればどのように反映する必要があるのかという論点を立て、議論を行った。

第2節 契約不適合責任

第1「契約不適合責任」に関する改正の内容

1 有償契約における規律の一本化

改正前民法においては、売買契約と請負契約でそれぞれ瑕疵担保責任の規定を置いていたが、改正後民法においては、基本的に売買の契約不適合責任の規定を準用する(改正後民法第 559 条)ことで売買と同様の規律が及ぶものとし、請負契約において売買と重複する規定等を削除して規定を整理している。

2 「瑕疵担保責任」から「契約不適合責任」へ

改正前民法では、仕事の目的物に「瑕疵」があった場合に請負人が所定の責任を負うとされているが、改正後民法では目的物が種類、品質又は数量に関して「契約の内容に適合しない」場合に責任を負う、と表現が変更されている。もっとも、立案担当者によれば、判例において「瑕疵」の実質的な意味として「契約の内容に適合しないこと」であると解されていたことから、改正法によって「瑕疵」の具体的な意味内容を端的に表すこととしたとのことであり(筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答民法(債権関係)改正』275頁(注))、実質的な変更が生じているわけではない。

3 契約不適合責任に基づく救済手段

(1)「修補|から「履行の追完|へ

改正前民法における瑕疵担保責任に基づく注文者による救済手段は瑕疵修補請求、 損害賠償請求、解除の 3 つであったが、今回の改正でこのうち瑕疵修補請求にかか る改正前民法第 634 条が削除され、請負についても売買契約の契約不適合責任に関

³ https://www.ipa.go.jp/sec/publish/tn12-006.html

する規定が準用されることになる結果、注文者は瑕疵修補請求に相当するものとして「履行の追完」請求ができることとなった(改正後民法第 559 条に基づく第 562 条の準用)。

改正後民法第 559 条で準用される改正後民法第 562 条第 1 項では、目的物に契約 不適合があった場合、まずは注文者において方法を指定した上で履行の追完を請求 することがあるが、同項但書では、注文者に不相当な負担を課するものではないとき は、請負人は注文者が請求した方法と異なる方法による履行の追完を行うことがで きる。

(2)報酬減額請求権の追加

改正後民法においては、契約不適合責任に基づく救済手段として、履行の追完請求、 損害賠償請求、解除に加え、報酬減額請求が追加された(改正後民法 559 条に基づ く第 563 条の準用。)。

報酬減額請求は、仕事の目的物において契約不適合があった場合において、

- ①注文者が相当期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず期間内に履行の追完がない場合
- ②履行の追完が不能である場合
- ③請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示した場合
- ④契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負人が履行の追完をしないでその時期を経過した場合
- ⑤注文者が履行の追完の催告をして履行の追完を受ける見込みがないことが明ら かである場合

には、注文者が不適合の程度に応じて報酬の減額を請求することができるとされた。 請負における報酬減額請求権の規律は、売買契約における当該規定の準用によってもたらされるが、立案担当者によれば、①改正前民法において売買契約では数量指示売買にのみ買主の代金減額請求を認める規定があったものの、品質等が契約の内容に適合しない場合であっても、買主がその目的物で了承する代わりに、売買代金を引き渡された目的物の実際の品質等に見合った金額にまで減額するよう請求することを認めるのが簡易であり、かつ、公平の観点から合理的な対処方法であると考えられること、また、②契約不適合責任においては後述の通り売主(請負人)に帰責事由がない場合には、損害賠償請求をすることができないことになるので、この場合にも代金減額請求を認めることが公平であるとされたことが趣旨であるとされる(前掲筒井=村松 280 頁)。

(4) 債務不履行一般の損害賠償請求及び解除の規定の適用

改正前民法においては、瑕疵担保責任に基づく損害賠償及び解除が独自の条文と して置かれていたが、改正後民法においては当該条文が削除され、債務不履行一般の 損害賠償及び解除の条文が適用されるようになった(改正後民法第 559 条、第 564 条)。これは、準用元である売買契約の契約不適合責任について、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないことを債務不履行と位置付けたことによるものである。

その結果、従来無過失責任と解されていた瑕疵担保責任と異なり、契約不適合責任の場合には請負人の帰責事由がなければ損害賠償請求が認められなくなる(改正後民法第415条第1項但書)。

また、解除については、従来瑕疵によって契約の目的を達することができなかった場合には解除できると規定されていたのが、改正後民法における契約不適合責任では債務不履行一般の解除の規定が適用され、

- ①注文者が相当期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず期間内に履行の追完がない場合で、当該契約不適合の程度が軽微でないとき
- ②契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負人が履行の追完をしないでその時期を経過した場合
- ③請負人が履行の追完をせず、注文者が履行の追完の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかである場合に解除ができることになる(改正後民法第541条、第542条)。

なお、催告解除において新たに設けられた「軽微」概念について、立案担当者によれば、「軽微」であるか否かの判断においても、「契約目的の達成・不達成は最も重要な考慮要素となる」とされ(前掲筒井=村松 281 頁(注 3))、そもそも不完全な履行がされたが契約目的を達成することができる場合には、「そもそも不履行が軽微なものといえ、催告解除自体が許されない」とされる(前掲筒井=村松 239 頁(注 3))。(5)契約不適合責任の期間制限

改正前民法の瑕疵担保責任では、仕事の目的物に瑕疵があったときは、注文者は目的物の引渡し(引渡しを要しないときは仕事の終了時)から1年以内に瑕疵の修補、 契約の解除又は損害賠償請求をしなければならないとされている。

一方、改正後民法では、上記の規律では注文者の負担が過重であるということから、注文者が契約不適合の事実を「知った時」から 1 年以内にその旨を請負人に通知すれば足りるとされた(改正後民法第 637 条第 1 項)。もっとも、立案担当者によれば、この通知は、単に契約不適合がある旨を抽象的に伝えるのみでは足りず、細目にわたるまでの必要はないものの、契約不適合の内容を把握することが可能な程度に、契約不適合の種類・範囲を伝えることを想定しているとされている(前掲筒井=村松 285頁)。また、請負人が引渡しの時又は仕事の終了時に目的物の契約不適合を知り、又は重過失により知らなかった場合は、この期間制限の適用もない(改正後民法第 637条第 2 項)。

この結果、注文者としては、契約不適合の事実を認識しない間は、消滅時効に関す

る一般的な規律のもとで、権利を行使することができる時、すなわち、目的物の引渡 しの時又は仕事の終了時から 10 年間契約不適合に基づく権利行使ができることにな る(改正後民法第 166 条第 1 項第 2 号。商事消滅時効を定めた商法第 522 条は今回 の改正で削除される)。

第2 改正を踏まえたモデル契約の見直し

1 用語の修正

上記の通り、改正後民法では「瑕疵」という用語の代わりに「契約不適合」という用語が用いられることとなったことから、第一版においても外部設計書作成業務における瑕疵担保責任の条項及びソフトウェア開発業務における契約不適合責任を定める第29条(以下「第29条等」という。)において、「瑕疵」の代わりに「契約不適合」という用語を用い、見出しも「契約不適合責任」とすることとした。また、現行の第一版では、瑕疵担保責任以外の条項(第39条(資料等の提供及び返還)、第48条(第三者ソフトウェアの利用)、第49条(FOSSの利用)等)においても「瑕疵」という文言が使われていたが、現行のモデル契約によってもこれらの「瑕疵」によって、納入物自体に関する瑕疵担保責任の問題になることから当該各条項における手当がされているものと考えられるので、これらの条項で用いられている「瑕疵」についても、「契約不適合」と言い換えることとした。

また、現行のモデル契約の瑕疵担保責任の条項においては、瑕疵があった場合に修正を請求できるとされていたが、改正後民法では改正前民法における「修補」を含む「履行の追完」という用語を用いることとなったので、今回の見直しにおいても改正後民法により沿う形での用語を見直すこととした。なお、改正後民法第562条では「目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完」となっているが、「代替物の引渡し又は不足分の引渡し」についてはシステム開発における「履行の追完」として必ずしもそのまま妥当するものではなく、一方で、契約不適合状態を解消するための「履行の追完」としては修補に必ずしも限られるものではないと思われるところから従前の文言を活かしつつ「修正等の履行の追完」としている。

2 履行の追完方法に関するベンダの選択権

上記の通り、改正後民法第 562 条においては、注文者に不相当な負担を課すものでなければ、請負人において履行の追完方法を選択することができるとされる。システム開発においても、契約不適合の状態において、どのような履行の追完を行えば当該状態がより効率的に解消されるかについて、より専門性を持っているのはベンダ側であることから、改正後民法の内容を反映し、ユーザに不相当な負担を課さない範囲においてベンダが履行の追完方法を決めることができるものとした。もっとも、実際上は契約不適合が生じた際には、どの方法がユーザに不相当な負担を課すものであるかは必ずしも明らかではないから、ベンダが一方的に選択した方法により追完を行うこ

とは現実的ではなく、ベンダとしては、まずはユーザと協議の上、ユーザ・ベンダ双 方にとっていかなる対応が望ましいかという観点で方法が決定されることが期待され る。

3 報酬減額請求権の位置づけ

上記の通り、改正後民法では契約不適合の救済方法として、新たに報酬減額請求権が追加されている。しかし、見直しの議論において、減額の程度を決める「不適合の程度」がシステム開発においては明確ではなく、そもそも現状の実務においても報酬減額に相当するような損害賠償請求はでき得るものの、実際には他のベンダに依頼したことによって支出した金額を損害として請求するということがほとんどではないかという意見が出されており、システム開発の局面において実際に報酬減額請求権が行使されることはあまりないのではないかという見通しが示されている。

そこで、今回の見直しでは、契約上に報酬減額請求権を積極的に盛り込むことはしないこととした。これは報酬減額請求権を排除する趣旨ではなく、その行使の要件・効果については民法の規律に委ねられることとなる。ただ、仮に報酬減額請求権を行使する場合であっても、他の救済方法と同様本契約で定めた期間制限に服させる必要があることから、第29条等によって規律される期間制限の対象を「乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任」とした。なお、ユーザから履行の追完の請求をされた際に、担当者がその対応を熟慮せずに履行の追完を拒否した場合、民法上報酬減額請求権が行使されることになり、当事者間の紛争につながりかねない。したがって、契約不適合が生じた場合に履行の追完の請求に関する判断を責任者に集中することが望ましい。

なお、現行の第一版では、第53条第2項において損害賠償の責任上限が対応する個別契約の対価となっているところ、民法上の報酬減額請求権が行使された場合には、損害賠償の上限も減額後の対価となると解される。

4 損害賠償の位置づけ

現行の第一版においては、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求に関する独自の条項が置かれておらず、第53条に基づき請求することになるのか、改正前民法第634条に基づき請求をすることになる(第53条に基づく請求はベンダの帰責事由を要するが、改正前民法第634条に基づく請求は帰責事由を要しないという差異がある。)のか必ずしも明らかではなかった。

上記の通り、改正後民法における契約不適合責任は債務不履行責任の一種として位置づけられた結果、損害賠償請求についても帰責事由が要件となったので、第53条でカバーされているという解釈もよりしやすくなった。もっとも、後述の通り、契約不適合責任の存続期間について、履行の追完等の兼ね合いで必ずしも他の損害賠償責任一般の存続期間と同じ期間になるとは限らないから、第29条等において、それぞれ第3項として、第53条の特則として契約不適合責任に基づく損害賠償に関する独

自の項を置くことにした。

もっとも、現行の第一版において第53条第2項で瑕疵担保責任に基づく損害賠償についても対価を上限とするということが規定されていたことから、当該特則に基づく損害賠償も同じ上限に服する旨規定した。一方で、同項で「債務不履行、法律上の瑕疵担保責任」と併記されていた点については、改正後民法において契約不適合責任が債務不履行の一種であると明確に位置付けられたものの、分かりやすさの観点から債務不履行に契約不適合責任が含まれる旨注記することとした。

5 解除の位置づけ

(1) 契約不適合責任に基づく解除の明文化

改正前民法第 635 条では仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は契約の解除をすることができるとされているものの、現行の第一版においては解除に関する条項は第 52 条しかなく、瑕疵担保責任に基づく解除の条項が契約に置かれておらず、改正前民法第 635 条の適用を排除するものかが必ずしも明らかではなかった。この点については、見直しにおける議論において、現行のモデル契約は改正前民法第 635 条を排除する趣旨ではないという意見も多くあったこともあり、そうであれば、契約において明確に契約不適合責任に関する解除を位置付けた方がよいこと、後述の通り、契約不適合責任の存続期間を民法と異なる定めとする場合には解除についても同じ期間内に限ることとすることが整合的であることから、今回の見直しでは、第 29 条等において、それぞれ第 4 項として、契約不適合責任に基づく解除の条項を独立して置くこととした。同項は解除の一般規定である第 52 条の特則という位置づけとなる。

(2) 契約不適合責任に基づく解除の要件

上記の通り、今回の改正では契約不適合責任に基づく解除についても債務不履行解除の規定が準用され、催告解除と無催告解除の2パターンがあることとなる。このうち、無催告解除について改正後民法が列挙している事由も、結局、追完不能か追完拒絶により契約の目的を達することができない場合に解除ができるものと整理できるし、催告解除についても新たに「軽微」概念が設けられているものの、上記の通り、立案担当者自身も結局は契約の目的を達成することができるかどうかが重要だと考えていることから、今回の見直しでも契約不適合責任に基づく解除は、契約の目的を達することができないことを要件の軸とし、かつ、追完を請求したにもかかわらず相当期間内に追完がされない場合(催告解除に相当)又は追完の見込みがない場合(無催告解除に相当)に解除できるものとした。また、第一版における解除の一般規定である第52条では、催告解除のみを想定していたが、こちらについても無催告解除を制限する必要はないと考えられるため、債務不履行の是正の見込みがない場合に無催告解除もできる規定とした。

6 契約不適合責任の期間制限

(1) 期間及び起算点について

ア 見直しにおける議論

上記の通り、改正前民法における瑕疵担保責任の存続期間は目的物の引渡し又は仕事の終了時から 1 年間とされており、現行のモデル契約における瑕疵担保責任の存続期間もその規律を前提として「検収完了時等から〇ヶ月間」という規定にしている。

しかし、改正後民法における契約不適合責任の存続期間は基本的には当該契約不適合を知った時から 1 年であり、ユーザが当該契約不適合を認識しない間は最長で目的物の引渡し又は仕事の終了時から 10 年間権利行使され得ることになることから、これに伴って、ユーザとベンダの公平な責任分担という観点から、モデル契約上どのような見直しを行う必要があるのか問題となり、議論が活発になされた。

議論においては、

- ・担保責任の存続期間が現状より長くなるのであれば、追完に対応するための人員を 維持するためのコストがそれだけ高くなり、それを当初の報酬に組み込まなければ ならず、ユーザにとってかえって不経済になるのではないか
- ・現行の実務は、担保責任の存続期間を検収完了時から1年以内とした上で、それ以降についてはユーザの望む期間保守契約を適宜契約しており、それがやはり経済的なのではないか。民法改正があったからといって必ずしもビジネスの前提が変わるわけではない
- ・開発環境は技術の進歩に伴い日々変化していくのであり、長期間経過した後に追完 の請求を求められたとしても、当時の開発環境を再現できるとは限らず追完ができ ない可能性がある
- ・ユーザは契約不適合を知った時から 1 年以内であれば権利を行使できるということであれば、当初の検査を適切に行うインセンティブがユーザに生じない
- といった理由から、現状の建付けを変えるべきではないといった意見が出された。 他方で、
 - ・存続期間の伸長に伴うコストの上乗せ額が果たして適切に見積もられるのか(そも そも本当に当該伸長期間分だけ専任あるいは兼任の人員を維持するのか)
 - ・保守による対応と契約不適合責任に基づく追完は別の話であり、今回の改正によってベンダの帰責事由により本来無償で修補されるべきものを有償で対応するというのはおかしい
 - ・仮に存続期間を改正後民法よりも短くするとしても、ベンダが通常の注意を尽くしていれば容易に対応できたはずの契約不適合についてまで、当該存続期間の経過を理由にベンダが免責されるのは不合理である
 - ・ユーザにおいて適切に検査を行ったとしても発見することが合理的に期待できな いような特別な契約不適合については救済されるべきではないか
 - ・契約不適合責任の存続期間が検収後1年で満了することに「甘え | てしまうベンダ

だと、長期間使用後に発現する問題(一定以上のデータが蓄積された後に生じうる 急激な性能低下など)を未然に防ぐことに注力せず、これがソフトウェア製品の保 証期間に関するビジネスモデルの多様化に対する阻害要因になっているのではな いか

などといった理由から、既存の建付けの修正をするべきだという意見も出された。 イ 議論を踏まえた見直し

(ア) 怠慢なユーザ・ベンダの出現の阻止

上記指摘の通り、契約不適合責任の期間制限の起算点をユーザが契約不適合を知った時からとすると、ユーザにとっての検査の位置づけが軽くなり、適切な検査を行うことについてのインセンティブがなくなる。そうだとすれば、仮に改正前民法における瑕疵担保責任の存続期間である 1 年よりは長くなり得るとしても、契約不適合責任の期間制限の起算点は、民法改正にかかわらず、検収完了時に設定することが適切ではないかと考えられるので、今回の見直しにおいても、外部設計書の確定時/本件ソフトウェアの検収完了時という起算点については維持することとした。

この期間制限は、契約に適合した納品を完了したとのベンダの期待を保護するものであるから、確定時/検収完了時において、検収完了時ベンダが契約不適合を認識していたとき、または通常の注意を尽くしていればそれを容易に認識できた場合(例えば、本来ベンダが適切にテストをしていれば、当該契約不適合を検収完了前に容易に把握し対処できたような場合)、当該ベンダを期間制限によって保護することはベンダの適切なテストに対するディスインセンティブともなる。この点、改正後民法においても、上記の通り、民法第637条第2項では請負人が引渡しの時又は仕事の終了時に目的物の契約不適合を知り、又は重過失により知らなかった場合は、期間制限の適用がないとされていることから、モデル契約においても同項に準じて、この場合には期間制限を適用しないこととした。

また、確定時/検収完了時という客観的な起算点から一定期間に権利行使を制限するという定めは、契約不適合を知った時という主観的起算点から1年と定める民法第637条と比べると、民法のデフォルトルールによればユーザの権利行使が可能であるような場合にもこれを制限する、一種の免責ないし責任制限としての効果を有する条項と評価することができる。しかし、基本的な注意義務を尽くしていれば容易に回避することが可能であった契約不適合についてまでベンダに免責的な効果を享受させることは、怠慢なベンダを保護することになり望ましくない。このような場合の多くは、民法第637条第2項に準じた「確定時/検収完了時においてベンダが当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合」にも該当するものと考えられるが、両者は必ずしも常に重なるものではなく、また要請される観点も異なることから、今回の見直しでは、民法第637条第2項

に準じた場合に加え、ベンダに契約不適合を生じさせたことについて故意または 重過失がある場合についても、契約で定めた期間制限を適用しないこととした。

また、ソフトウェア開発業務の局面において、ユーザが適切に検査を行ったとし ても発見できなかった契約不適合(長期間にわたるデータ蓄積によって初めて発 現する著しい性能低下など、発現に一定以上の時間を要する契約不適合など)につ いて、仮に当該契約不適合について、上記のようなベンダの故意・重過失等がない 場合においても、検収完了時から起算される一定の期間で全て救済の途を閉ざす ことが適切でない案件もあり得る。そのような考慮から、今回の見直しでは、ソフ トウェア開発業務において、契約不適合責任の存続期間が比較的短期に設定され た場合等において、ユーザ及びベンダの合意によって、検査によってユーザが当該 契約不適合を発見することが、その性質上合理的に期待できない場合についても、 検収完了時からの期間制限は適用されないこととする条項をオプションとして追 記することとした。もっとも、この条項が適用されるかどうかは、当該契約不適合 の性質上合理的に期待できない場合であるかどうかで判断されることから、例え ば、単にユーザに時間的余裕がないなどの事情により検査が不十分なものとなり 契約不適合を発見できなかった場合や、検査仕様書の作成についてユーザが適切 なシナリオの作成を怠ったために契約不適合が発見できなかった場合などは、本 条項の適用対象とならないと解されるので注意が必要である。

オプション条項は、上記の通り主にソフトウェア開発業務における問題意識から追加したものであるが、外部設計書作成業務においても、十分な点検によって発見することが合理的に期待できないような性質の契約不適合が全くないとは言えないため、こちらについても開発しようとするシステムの内容等を踏まえたユーザ及びベンダの合意によって、オプション条項を設けることができることとした。なお、検収完了時までに可能な限り契約不適合を洗い出し早期に問題解消を図ることがユーザ・ベンダ双方にとって望ましいことは言うまでもない。そのためには十分な検査が実施される必要があるが、「十分な検査が実施された」といえるためには、システム仕様書に記載の機能が実装されていることの確認だけではなく、納入物であるシステムの性質や用途によっては、多様なテストケースやテストデータによる確認が必要とされるケースも想定される。そのため、検査の基準となる検査仕様書の作成に際しては、ユーザとベンダがシステムの性質や用途に関する認識を共有し、相互に検査仕様書の作成に必要となる情報の提供などで協力する

(イ) ユーザ・ベンダ間の対話による共通理解の重要性

ことが望ましい。

存続期間をめぐる議論において指摘された点は、その多くが個別の案件の事情に左右されるものであるものと思われるところ、そうだとすればシステム開発契約におけるあるべき契約不適合責任の存続期間は、結局個別の案件においてユー

ザ・ベンダ間の対話による共通理解を得た上であるべきコスト・リスク負担を考慮 して決することが適切である。

特にソフトウェア開発業務における契約不適合責任の存続期間の長さを決する ために共通理解が必要な事項としては例えば以下のものが考えられる。

① どのようなシステムを作るのか(どの程度の期間維持されるべきものなのか、 ユーザが本当に求めている要件は何なのか等)

開発対象のシステムとしてどのようなものを作るかは、言うまでもなくそも そも何が契約不適合かを考える上で最も重要であるが、契約不適合責任の存続 期間を考える上でも重要である。

例えば、対象のシステムが稼働後 X 年間維持されるべきものなのかということにおける「X 年」というのは、それ自体契約不適合責任の期間制限とは性質が異なる。しかしながら、「X 年維持されるべきシステム」が契約の目的である以上は、X 年以内に不具合が出た場合には(個別の内容によるものの)契約不適合が生じていることにほかならないので、それについてベンダに対応してもらうことが可能となるような期間の設定が必要となる。

② どのような環境で開発が行われるのか

見直しの議論の中でも指摘されているように、事後的に追完を求められたとしても、当時の開発環境が再現できなければ事実上追完できないこともあり得るところである。契約締結時点において、当該環境がどの程度の期間維持されるのかをすべて予想することは困難ではあるが、可能な限りで情報を共有し、期間決定の考慮要素とすべきである。

- ③ 契約不適合責任の存続期間に応じてどのようにコストが見積もられるのか ベンダ側からは、契約不適合責任の存続期間が長ければ長いほど対応要員の 維持コストが上がり、それを当初の開発費用に上乗せする必要がある旨が指摘 されている。一方でユーザ側から見れば、検収完了後何も問題がない場合には、一切作業を行わない人員についてのコストを追加的に負担することについて の抵抗感及びその見積もりの適切性についての疑念もあるところである。した がって、ベンダとしては、存続期間に応じたコストの見積もりについての説明 を尽くし、ユーザの納得を得た上で、どの程度の存続期間を定めるかを決する ことが望ましい。
- ④ 契約不適合とは言えない不具合への対応も対象とする保守との役割分担をどうするのか

見直しの議論において、システム開発契約において何が契約不適合かを決することが難しいという意見が多く出されたところである。例えば、確かに不具合は生じたものの、それがシステム検収完了後に OS がバージョンアップしたことに伴うものであれば、契約時点において前提となる OS とは異なっている

以上、当該不具合は契約不適合ではないとされることもある。

ユーザとしては、契約不適合が生じた場合には、無償で追完請求ができるし、 その期間が延びればそれ自体はユーザにとっては有利なものの、契約不適合該 当性についてユーザ・ベンダ間で争いとなるケースも少なくなく、余計なコス トが生じることも考えられるところである。

上記③の通り、契約不適合責任の存続期間の伸長によってユーザが一定程度 の追加負担を避けられないということであれば、契約不適合責任の存続期間自 体は短くした上で、その期間後は、契約不適合に該当するかしないかを問わず 対応してもらう保守契約を締結する方がかえってユーザにとって経済的であ る局面もあると思われるので、この点についても③と併せて対話をすることが 望ましい。

現行の第一版では、改正前民法において瑕疵担保責任の存続期間が客観的起算点から 1 年であることを念頭に、契約においても 1 年以内の期間が設定されることを想定していたが、どのようなシステムを作るのか上記の事項も含めた共通理解の結果、ユーザ・ベンダ間で決したその存続期間が、改正後民法の下で客観的起算点から最長 10 年になることも踏まえて 1 年以上の長期になることも十分考えられることから、今回の見直しでは「 \bigcirc ヶ月/年」として、その旨を明らかにした。

もっとも、検収終了時から比較的長期にわたってユーザが責任追及できることとした場合においても、ユーザが契約不適合を発見した後にはやはり早期に是正のための行動を起こすことが望まれる。そこで、仮に検収完了時から契約不適合責任の存続期間が長期になる場合には、併せて主観的な起算点からの行使期間を設けることができる手当を行った。なお、上記(1)(ア)の通り、ソフトウェア開発業務において、検査によってユーザが当該契約不適合を発見することがその性質上合理的に期待できない場合には検収完了時から起算される期間制限の適用を除外する条項をオプションとして追記したが、この場合であっても、ユーザがひとたび契約不適合を見つけた場合には速やかに権利行使のための行動をとることが期待されることから、主観的な起算点からの期間制限は適用することとしている。

(2) 期間経過前にユーザが行うべき行為

改正前民法においては、注文者は法定の期間内に瑕疵担保責任に基づく権利行使 までしなければならず、現行の第一版においてもその建付けとなっていた。

しかし、改正後民法では、上記の通り注文者の負担を軽減する観点から法定の期間内に契約不適合がある旨を通知すれば足りるとされているところ、今回の見直しにおいてもその趣旨を汲み、ユーザが契約で定めた期間内に契約不適合がある旨を通知すれば足りるものと修正した。もっとも、上記の通り、この通知においては、契約不適合の内容を把握することが可能な程度に、契約不適合の種類・範囲を伝えることを想定されていることから、システム開発の局面でも、ベンダが契約不適合の内容を

把握できるように、契約不適合の内容や当該契約不適合の発生した状況(画面等)を 具体的に示すことが求められる。

7 その他

現行の第一版の第29条等では、瑕疵が軽微であって、修正に過分な費用を要する場合には、ベンダが修正の責任を負わないとされており、これは改正前民法第634条第1項但書の規定を反映したものであるが、今回の改正により、同条は削除されることになる。もっとも、立案担当者の見解によれば、同項但書が定めていたもののうち、「その修補に過分な費用を要するとき」は、履行不能の概念について定める改正後民法第412条の2第1項の「取引上の社会通念に照らして不能であるとき」に該当し、債権者は履行の請求をすることができないと解釈されるとしている(前掲筒井=村松341頁)。そのことから、今回における見直しにおいての議論では、当該条項から「軽微」の文言を削除する意見も出されたが、軽微でないような契約不適合が生じた場合に過分な費用がかかることを理由として追完を拒絶するというのは、ユーザの納得を得難く、また、追完を拒絶されるということであれば、ユーザとしてはよりインパクトが強い解除を選択する方向に流れるということもあり、かえってベンダの不利益にもなりかねないことから、規律としては維持することとした。

ただし、現行の第一版策定時において民法上になかった「軽微」概念が、上記の通り催告解除についての改正後民法第 541 条によって使われることになっていることに留意する必要がある。今回の見直しでは、当該「軽微」概念についての立案担当者の見解も踏まえて、軽微ではないことを目的不達成と読み替えた上で解除の条項に修正を加えているが、現行の第一版の第 29 条等の第 2 項の「軽微」についても結局は契約の目的を達成できないものではないと整理して差し支えないように思われるので、当該契約不適合によってもなお個別契約の目的を達することができる場合で、追完に過分の費用を要する場合には、追完義務を負わないという文言に修正した。

第3節 請負及び準委任契約における報酬請求権に関する改正

- 第1 報酬請求権に関する改正内容
 - 1 請負契約の報酬請求権に関する規律
 - (1) 改正前民法の規律

改正前民法下においては、注文者の責めに帰すべき事由により仕事が完成できなかった場合であれば危険負担の規定(改正前民法第536条第2項)が適用され、請負人が報酬の全額を請求することができたが、請負人の責めに帰すべき事由や双方の責めに帰すことのできない事由により仕事が完成しなかった場合の報酬請求権の帰趨についての明文の規定はなかった。

しかし、判例では、改正前民法第 641 条 (請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる)に基づき請負契約を解除

した場合や、請負人の債務不履行を理由に請負契約を解除した場合において、工事内容が可分であり、既施工部分の給付について注文者に利益があるときは、既施工部分について解除を認めないことで結果的に当該部分に相当する報酬請求権を認める(最判昭和56年2月17日、大判昭和7年4月30日)とされていた。

(2) 改正後民法の規律

上記の判例は、いずれも請負契約が中途で解除された場合のケースであったが、今回 の改正では、割合的な報酬の請求は請負契約が解除された事案に限らず、仕事の完成前 に請負人の債務の履行ができなくなった場合一般に認めるのが合理的であるとされた (前掲筒井=村松 338 頁)。その結果、改正後民法では、

- ① 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき
- ② 請負が仕事の完成前に解除されたとき

のいずれかに該当する場合、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分について注 文者が利益を受ける時は、その部分を仕事の完成とみなし、請負人は注文者が受ける利 益の割合に応じて報酬を請求することができることが明文で定められた(改正後民法第 634条)。

2 準委任契約の報酬請求権に関する規律

(1) 成果報酬型の追加

ア 改正前民法の規律

改正前民法では、準委任契約について報酬の支払いを約した場合、委任事務を履行した後でなければこれを請求することができないとされている(改正前民法第648条第2項)。しかし、実務上は事務の履行によって得られる成果に対して報酬を支払う類型の契約が締結されることもあるところ、改正前民法にはそれに対応する規定がなかった。

イ 改正後民法の規律

そこで、改正後民法では、従前の事務の履行そのものに対して報酬を支払う類型に加え、事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払う類型(成果報酬型)についての規定が追加された。この類型では、仮に当該成果が引渡しを要する場合には、報酬はその成果の引渡しと同時に支払わなければならない(改正後民法第648条の2第1項)。

(2) 中途で委任事務が履行できなくなった場合の報酬請求権の帰趨

ア 改正前民法の規律

改正前民法は、受任者が履行の中途で委任が終了したことについて受任者に帰責 事由がない場合に限って、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができ た(改正前民法 648 条 3 項)が、受任者に帰責事由がある場合にはそのような請求は認められなかった。

イ 改正後民法の規律

しかし、受任者に帰責事由がある場合にも、委任事務の一部が履行されたのであれば、既にされた委任事務の履行に対してはやはり履行の割合に応じた報酬を請求することができるとするのが合理的であること、雇用の場合には改正前民法においても労働者の帰責事由により労働に従事できなくなっても、既に労働に従事した部分についてはその割合に応じた請求ができると解されており、多種多様な役務提供契約が現れている現代において、雇用と委任でこの点に関する規律が異なることを合理的に説明することは難しいと指摘された(前掲筒井=村松350頁)。

そこで、改正後民法では、受任者の帰責事由によって委任事務が履行できなくなった場合(条文の文言上は「委任者の責めに帰することができない事由」)又は委任が履行の中途で終了した場合であっても、受任者は既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができるとされた(改正後民法 648 条 3 項)。

なお、成果報酬型で委任者の責めに帰することができない事由によって成果が得られる前に委任事務が履行できなくなった場合は、請負契約の報酬請求権に関する 改正後民法第634条が準用される(改正後民法第648条の2第2項)

第2 改正後民法を踏まえた第一版の見直し

1 現行の第一版

現行の第一版では、各業務が請負か準委任であるかにかかわらず、委託料は個別契約で定めるとされており(第 4 条第 1 項第 10 号)、どのように報酬を定めるかという点については第一版では具体的な定めはない。

また、中途解除の場合の報酬の帰趨について、現行の第一版では、請負・準委任の別を問わず、第 38 条において、第 37 条の変更管理手続における協議の結果、ユーザが個別契約の続行を中止しようとするときは、中止時点までベンダが遂行した個別業務についての委託料の支払い及び解約によりベンダが出捐すべきこととなる費用その他ベンダに生じた損害を賠償しなければならないとされている。しかし、現行の第一版における第 38 条の解説では、同条が、仕事が未完成の間になされた注文者の契約解除に伴う損害賠償義務を定めた民法第 641 条の趣旨に従ったものであるという解説がなされており(「解除」ではなく「解約」となっているのもそのためと思われる。)、改正後民法における新しい規律が想定しているようなベンダの債務不履行等、ベンダの責めに帰すべき事由によって個別契約が中途で解除されるケースとは適用場面を異としている。また、本条のほかに個別契約が中途で終了した場合の報酬請求権の帰趨について定めている条項はない。

また、現行の第一版において準委任契約と位置付けられている要件定義作成支援

業務や外部設計書作成支援業務等については、特に成果に対して報酬を支払うという建付けにはなっていない。

2 見直しにおける議論

見直しにおいては、請負契約の報酬請求権と準委任の報酬請求権に分けて議論された。

(1) 請負契約の報酬請求権をめぐる議論

議論においては、そもそも多段階契約では、可分でありかつユーザに利益がある単位で個別契約を締結しているのではないかという指摘もあった一方で、そうであっても、各契約の中で可分かつユーザに利益があるのであればやはり報酬請求権が認められてもよいのではないかという意見もあった。

また、改正後民法第634条の要件及び効果に関して、

- ・システム開発が中途で終了した場合において、可分性や報酬額を決める「利益の割合」を評価するのは困難なのではないか
- ・進捗会議等において逐次終了作業を確認していけば、金銭的評価も可能ではないか (金銭的評価さえできれば、可分と言っていいのではないか)
- ・裁判例において、システム開発が中途で終了した場合の成果物についてユーザ 側に利益があると認められているケースはあまり多くないのではないか

といった議論が出された。

また、ベンダ側からは、改正後民法第 634 条の要件を満たさず、ユーザ側に利益がなかったとしても、そこまでに人員を投入している以上はやはり一定の対価を収受したいという意見もあった一方で、ユーザ側としては改正後民法第 634 条の要件を満たさないということは中途の成果物がユーザにとって価値のないものということになるので、それに対価を支払うことはやはり納得できないという意見もあったところである。

ただ、いずれにしても見直しの議論において、ベンダ帰責で中途に終了した場合において、改正後民法第 634 条のような割合的な報酬請求権を一切認めるべきではないという意見はなかった。

(2) 準委任契約の報酬請求権をめぐる議論

ア 成果報酬型

成果報酬型の類型をモデル契約に導入すべきかという点については、

- ・実務において成果報酬というのは、例えばコンサルティングのように生産性向上の施策について KPI 等を定めて、それを達成した場合に報酬を支払うというようなケースで使うことが多い
- ・モデル契約が想定しているシステム開発において成果報酬を入れるというようなことは想定されないのではないか
- ・成果といった場合に何をどこまでやれば成果を出したといえるか自体が紛争

の原因となりそうだし、現行で準委任と位置付けられているものについては いわゆる履行割合型として運用することについてユーザとベンダ双方で理解 しているし、よりインセンティブを付けることができるような類型でのシス テム開発の導入を検討すればよいのではないか

といった意見が出され、成果報酬型をモデル契約に積極的に盛り込むことはしないということについて特段異論は見られなかった。

もっとも、現状において準委任と整理されている業務においてベンダが提出する要件定義書などのドキュメントを単なる参考資料と位置付けることについて違和感があるといった意見も見られた。これについては、そもそも民法における(準)委任というのは本来的には委任者が裁量を受任者に与えた究極の丸投げであって、その代わり最大限の努力をしなければならないというもので、単なる支援とは重みが違うといった指摘もされた。

イ 中途で委任事務が履行できなくなった場合の報酬請求権の帰趨

いわゆる履行割合型において、ベンダの責に帰すべき事由があって中途で作業が進まなくなった場合について、既にした履行の割合に応じたベンダの報酬請求権を認める改正後民法の規律については、

- ・民法的には請負と準委任が区別されるが、実際上は作業の結果に利益がなければ、ユーザとしては払うのに納得できない といった意見がある一方で、
- ・報酬を支払わなければならないとしても、損害賠償の請求はできるので、それ ほど不都合ではないのではないか、

といった意見も出された。

また、報酬請求権の額を決める基準である「履行の割合」についても、「全体の 期間に占める中途終了時までの期間の割合」なのか、あるいは「人月」なのか、 など様々なバリエーションが考えられることが指摘されている。

3 改正後民法への対応

上記の通り、見直しの議論においては、ベンダの責に帰すべき事由によって個別契約が解除された場合であっても、改正後民法のように一定の場合においてベンダの報酬請求権を認めることについては強い異論はないものの、請負・準委任それぞれについてどのような要件のもとでどのように認めるかについては、改正後民法における文言(注文者の「利益」や「履行の割合」など)の意味も含めて、一義的に決まるものではなく、また、委託料の決め方自体個別契約で定める建付けとなっていることから、中途解除の場合の委託料の帰趨についてモデル契約で一律に決めることは必ずしも適切ではないと思われる。

以上の考慮から、今回の見直しにおいては、現行の第38条のほかに、中途解除における委託料の清算に関する条項を置かないこととし、民法の規律又は個別の合意に委

ねることとした。また、今回の改正で新たに設けられた成果報酬型準委任についても、 モデル契約が想定している取引においては成果報酬型がなじむものは少ないように思 われるものの、当事者においてそのような形が望ましいと判断した際に合意で委託料 の体系をそのように設定すればよいという考え方から、特段モデル契約の条項として 言及しないこととした。

いずれにしても、個別契約において委託料をどう定めるかが全ての出発点となることは疑いなく、どのように委託料を決めていくのか、中途解約の場合にどのように精算するのか(例えば、履行割合型準委任で中途解除する場合に、期間で区切るのか、人月で積算して支払委託料を決めるのか等)を当事者間でよく協議して決めることが望ましい。

第4章 民法以外の法改正に伴う見直し

第1節 個人情報保護法改正(第一版第42条)

現行の第一版の第 42 条では、ベンダが業務遂行に際してユーザから取扱いを委託された個人データについての規定が置かれている。現行の第一版では、同条第 1 項の個人データについて、個人情報の保護に関する法律(「個人情報保護法」)第 2 条第 4 項に規定する個人データをいうと定義されているが、平成 29 年の改正によって、個人データを定義する条文は第 2 条第 6 項にスライドしたことから、その反映を行った。

第2節 特許法改正(第一版第44条)

現行の第一版の第 44 条では、納入物の特許権等の帰属に関して規定しているところ、同条第 4 項では、第 2 項、第 3 項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明に係る特許権等の承継手続を履践する旨定められていた。

現行の第一版の公表時点における特許法では、職務発明に関する特許を受ける権利 及び特許権については、一度発明者たる従業者等において発生したものを使用者等に 承継させることしか規定されていなかったが、平成 27 年改正によって、使用者等への 承継のみならず、特許権等が使用者等への原始的に帰属することも認められることに なった(第 35 条 3 項。なお、実用新案法も特許法第 35 条を準用していることから、 平成 27 年改正によって特許法と同じ規律となっている)。

上記を踏まえ、第一版第 44 条においても、特許権等が使用者たるユーザ・ベンダに 原始帰属するパターンも想定した修正を行った。

第3節 著作権法改正(第一版第45条)

現行の第一版の 45 条(【A 案】) では、納入物に関する全ての著作権をベンダに帰属させる場合、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第 47 条の 2 に従って自己

利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとするとされていた。また、汎用的な利用が可能なプログラム等の著作権等に限りベンダに帰属させるケースを想定した B 案の条文でも、上記と同様の内容が定められていた。

第一版公表時の著作権法第 47 条の 2 では、プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案ができるとされていたが、平成 21 年改正によって、条番号が第 47 条の 3 にスライドされた。また、その後同条は、平成 30 年改正によって、もともと「電子計算機において利用」となっていた文言が「電子計算機において実行」と変更された上、翻案の文言が削除され、同条の場合に翻案できることが新たに第 47 条の 6 第 1 項第 2 号に定められることとなった。

上記を踏まえ、第一版においても参照条文の変更に伴う修正を行った。

第5章 追補版の見直し

第1節 追補版の前提条件

既に述べたように、本見直しにおいては、まず第一版における見直し事項を検討した 後に追補版において、前提条件の差異を踏まえ、第一版における見直しにおける考え方 と異なる考え方を採用した方がよいのかという議論が行われた。

まず、本見直しにおいて、追補版の前提条件は以下の通りと確認された。

1 契約当事者

IT の専門知識を有しないユーザと業として情報サービスを提供するベンダを想定

(例) 委託者 (ユーザ):民間中小・中堅企業、地方自治体、独立行政法人等 受託者 (ベンダ):情報サービス企業 (Sler、ソフト会社、IT コーディネータ等)

2 開発モデル

パッケージ+カスタマイズ型、パッケージ+オプション型 なお、パッケージソフトウェアについては、ユーザとパッケージソフトウェア製造会社で 使用許諾契約、保守契約を別途締結

3 対象システム

財務会計システム、販売管理システム、電子メール、グループウェア、Web システム等の導入、構築・設定、カスタマイズ開発、移行、教育、保守、運用支援

4 プロセス

共通フレーム 2013 による標準化されたシステム企画・要件定義段階、開発段階、運用段階、保守段階

5 その他

一括発注の場合に加え、マルチベンダ形態、工程分割発注に対応

なお、上記は現行の追補版と全く同じ前提条件であるが、本見直しにおいて確認した際に、 想定されるユーザとして、地方自治体や独立行政法人が含まれている点について、これらの 当事者をいつまでもシステムの素人として取り扱うのはおかしい、少なくともおよそ全て の地方自治体や独立行政法人が追補版の利用者として想定されるのはおかしく、一部の地 方自治体や独立行政法人は第一版のユーザたりうるのだという意見も複数出ていた。

第2節 追補版の見直し

本見直しでは前節の前提条件を踏まえて、民法改正への対応について第一版と異なる方針で考えるべきかという議論がされたが、第3章で言及した内容については、前提条件の違いで変わるものではないということで、追補版においても同じ方向での見直しを行うことについて特に異論がなかった。

もっとも、議論の中では、主に中小企業が利用するという観点から、追補版をユーザ企業 にとってより分かりやすくするために見直しが必要であり、改めてその点を検討すべきで はないかという意見が複数出されており、今後の課題となる。

以上

モデル取引・契約書見直し検討部会委員名簿

主 査 平野高志 ブレークモア法律事務所 弁護士

委員 大谷和子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長

〃 曾根芳康 富士通株式会社 政策渉外室 シニアマネージャー

" 高岡詠子 上智大学 理工学部情報理工学科 教授

加 板東直樹 アップデートテクノロジー株式会社 代表取締役社長

〃 三宅 晃 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会 理事・事務局長

〃 森田宏樹 国立大学法人東京大学 大学院法学政治学研究科 教授

オブザーバー

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人情報 サービス産業協会

民法改正対応モデル契約見直し検討WG

主	杳	森田宏樹	国立大学法人東京大学	大学院法学政治学研究科	教授

委 員 伊藤雅浩 シティライツ法律事務所 弁護士

n 大谷和子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長

ッ 荻野朋美 東京海上日動火災保険株式会社 IT企画部企画グループ 担当課長

〃 木内里美 株式会社オラン 代表

〃 野々垣典男 プロメトリスト 代表

n 板東直樹 アップデートテクノロジー株式会社 代表取締役社長

" 藤田美雄 株式会社大塚商会 社長室経営企画課 副参事

ル 松島淳也 松島総合法律事務所 弁護士

IPA専門委員 村田和希 ブレークモア法律事務所 弁護士

オブザーバー

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人情報 サービス産業協会、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会